

検疫強化地域からの帰国者に係る宿泊施設関係のQ & A
(令和2年3月31日現在)

【団体からの照会】

Q：欧州諸国等からの入国者に対し検疫所長の指定する場所での14日間の待機及び国内における公共交通機関の使用自粛の要請を行っていると思うが、要請を受けた者が宿泊施設に宿泊し施設内のレストランを利用したり外出したりした場合、宿泊施設としてどのように対応したらよいか。

A：該当者に対しては、検疫官から14日間の自宅若しくは宿泊施設での待機、不特定多数が利用する電車等の公共交通機関を使用しない等を要請している。今回の要請は、宿泊施設に対するものではないが、該当者が多くの人と交わらないようにするための要請であることから、可能な範囲で部屋から出ないための食事の提供や個別対応への協力をお願いしたい。なお、別添のとおり「検疫強化地域から入国された方へのお知らせ」をお示ししますので、適宜ご活用ください。

(別添)

検疫強化地域から入国された方へのお知らせ

- 14日間はお部屋に待機し、不要不急の外出はしないでください。
- 施設内のレストランを利用する必要がある場合は、他の利用者と少なくとも2メートル以上の距離を確保してください。
- こまめに石鹸で手洗いを行ってください。
- 十分な睡眠や栄養をとるようにしてください。
- 咳やくしゃみをする際は、咳エチケットに心掛けてください。
- 体調に異状が生じた場合は、お部屋から出ず、電話でフロントまでご連絡ください。